

米国・EU独禁法判例研究 第84回

事業提携解消後の競業禁止・守秘義務と欧州競争法  
— Areva NPに関する欧州委員会決定(2012年6月18日) —

立教大学特任教授・大阪市立大学特別研究員

和久井 理子

[1 事件の概要]

(1) 企業組織再編と付随的な取決め

合併や株式取得、事業譲渡などにより企業組織を再編する際には、関係する企業の間でノウハウの取扱や資産の用途、事業範囲などについての取決めが行われることがある。これらの取決めは、内容と状況次第では、必要な程度を超えて競争を制限することがあり、独禁法に基づく規制が的確に行われる必要がある。

EUにおいては、合併や持分譲渡を通じた企業再編は、集中(concentration)として合併規則<sub>1</sub>による規制が及んでいる。この「集中」には、一定の合弁会社(JV)の設立<sub>2</sub>及びその支配の変更<sub>3</sub>が含まれる<sub>4</sub>。そして、「集中」時に行われる取決めは、EU合併規則又はEU機能条約101条・102条により規制されている。

集中時に行われる取決めに合併規則が適用されるか、条約101・102条が適用されるかは、取決めが集中に「付随」するかどうかにより決まる。すなわち、こうした取決めのうち、企業結合の実施に直接的に関係し、そのためには必要な制限(「付隨的制限(ancillary restraint)」と呼ばれる<sub>5</sub>)には、EU合併規則だけが適用される<sub>6</sub>。他方で、直接的な関係性又は必要性をもたない制限は、EU機能条約101・102条(なかでも、事業者間の反競争的な合意を禁ずる条約101条)に基づく規制に服する<sub>7</sub>。

合併規則の適用を受ける「付隨的制限」に該当するか否かは、原則として、当事者自らが判断すべきものとされている。一定規模を超える集中は、EU規則上の届出義務に服し、欧州

委員会による承認を受けることになっているところ、欧州委員会は決定時には付隨的制限についての判断を行わないことが通常である<sub>8</sub>。そして、企業結合に付隨する制限は、明示的な記載の有無にかかわらず、企業結合に対する欧州委員会の承認決定により承認されているものとして扱われる<sub>9</sub>。欧州委員会の承認決定により

- 1 事業者間の支配集中に関する2004年1月20日理事会規則(EC)139/2004号(合併規則)。
- 2 合併規則3条4項。同項によれば、独立した事業体が有すべき機能全てを永続的に果たすJV(「フルファンクションJV(full-function JV)」と呼ばれる。)の創出には、合併規則が適用される。
- 3 合併規則の管轄に関する委員会告示2008/C95/01号第83-89パラグラフ参照。
- 4 規制枠組は変更されてきている。1990年前半までの状況についての詳細な研究として武田邦宣「EC競争法における協調型ジョイントベンチャー規制(1)-(4)」六甲台論集法学政治学篇43巻1-3号、44巻1号(1996-97)がある。
- 5 集中に直接に関係し必要な制限に関する委員会告示2005/C56/03号(付隨的制限告示)第2パラグラフ参照。
- 6 同上第7パラグラフ及び合併規則前文第21パラグラフ。
- 7 付隨的制限告示第7パラグラフ参照。なお、条約101・102条に違反するかどうかは、制限が企業結合に付隨するかどうかとは別個に判断すべきであるとされている。付隨的制限告示第7パラグラフ参照。
- 8 合併規則前文第21パラグラフ。当事企業から求めがあり、かつ、「真に不確実性を生み出す新規又は未解決の問題」にあたる場合(委員会告示及び委員会決定上で扱われていない新規の制限にあたる場合)でない限りは、欧州委員会は、付隨的であるかどうかの明示的検討を行わないとする。
- 9 合併規則前文第21パラグラフ及び付隨的制限告示第10パラグラフ。

制限が承認されているかどうかの判断も、原則として、当事者に委ねられている。欧州委員会は、当事者の判断を助けるために付隨的制限に関する告示<sup>10</sup>を公表している。

本件事例においては、会社の持分を譲渡した者が競業を行わないこと(競業避止)などを定めた取決めの合法性が、譲渡実施後に、合併規則及び101条に基づいて審査された。上に記した評価及び規制の枠組みが実際にどのように機能するのかを示しており、興味深い。内容としては、JV終了後の競業避止義務及び守秘義務にかかわっている。これらの義務が欧州においていかに評価されるのかを示す例としても、注目される。

## (2) 背景及び経緯

Siemens AG[独](以下「Siemens」という。)とAreva SA[仏]<sup>11</sup>(以下「Areva」という。)の2社(以下「2社」という。)は、2001年以来、Areva NP SASというJV(以下「Areva NP(JV)」といふ。)を共同で営んできた<sup>12</sup>。Areva NP(JV)は、2社の原子力発電事業を統合して設立されたフルファンクションJV<sup>13</sup>であつて、原子力発電所用原子力アイランドの設計及び建設、この運営保守業務及び原子燃料集合体の製造等を行っていた。Areva NP(JV)の株式保有割合は、Arevaが66%、Siemensが34%であり、事業の主導権はArevaが有した。

2社間で締結された株主間契約では、Siemensに、Arevaに持分を売却するオプションが付与されていた。Siemensは2009年にこのオプション行使し、2009年10月16日からArevaがAreva NP(JV)を単独で支配することとなつた。

JV設立時に締結された株主間契約(上記)には、JV終了後の秘密保持・競業避止等に関する規定がおかれていた。本件事例では、これらのうち、Siemensに対してJV終了後に競業及び秘密情報の利用・開示を禁止する取決めの違法性が問題とされた。

なお、JV設立時(2000年)と支配変更時(2009

年)には、合併規則に基づく欧州委員会への届出が行われ、欧州委員会による承認決定が出されていた<sup>14</sup>。これら承認決定では、JV後の競業避止・守秘義務の取決めには言及がなかつた。

欧州委員会は<sup>15</sup>、これら取決めは、部分的には、企業結合に付隨するものとして委員会承認決定によりカバーされているとし、残りの部分については、その一部がEU機能条約101条に違反するとする審査結果を予備的に公表した(Preliminary Assessment、2011年12月16日)。これに対して2社は、違反するとされた部分について取決めを変更することを内容とする確約(commitment)を行うことを申し出た(2012年2月16日)。この申出を受け入れて、欧州委員会は、競争法施行規則9条1項に基づいて本件決定<sup>16</sup>を下した。

## [2 欧州委員会による決定の概要]

### (1) 審査された合意

SiemensとArevaの間では、Siemensは、JVに対する共同支配喪失後4年の間<sup>17</sup>、全世界に

10 付隨的制限告示。

11 Arevaは、フランス政府が支配するフランス原子力委員会(French Atomic Energy Commission, CEA)により支配される公開有限会社である。

12 当時、Areva SAはFramatome SAという名称を用いており、JVの名称はFramatome ANPであった。

13 前出注2参照。

14 Framatome/Siemens/Cogema/JV委員会決定(COMP/M.1940)(2000年12月6日)及びAreva SA/Areva NP委員会決定(COMP/M.5481)(2009年10月16日)。

15 Siemensは、2009年10月16日に条約101条違反として欧州委員会に苦情申立を行っていた(後に取り下げた)。欧州委員会は、条約81条・82条に定める競争法の執行に関する2002年12月16日理事会規則(EC)/2003号(競争法施行規則)に基づいて調査を行った。

16 欧州委員会決定(COMP/39736 - SIEMENS/AREVA)(2012年6月18日)。

17 株主間契約(2001年)では8-11年の間及ぶことになっていた。後に仲裁の判断により4年に短縮された。

おいて、JVの事業範囲の全体にわたって、事業を直接又は間接に<sup>18</sup>行わないことが取り決められていた<sup>19</sup>。この競業避止義務の及ぶ事業範囲には、Areva NP (JV) 自らが行っていた原子力アイランド及び原子燃料集合体等にかかる事業だけでなく、Siemens 製原子力アイランドの構成品(ディーゼル、変電機など)を再販売することにより行われてきた事業が含まれていた。競業避止義務違反に対しては、違約金が課されることとされていた。

守秘義務については、2社は、JV又は相手方に関する秘密情報(技術、財務又は商業にかかる情報を含む。)を開示又は利用しないことを約束していた。義務が及ぶ期間は、競業避止義務と同一とされていた。

## (2) 関連市場及び地位

商品役務については、原子力アイランド(Nuclear islands、原子炉内の原子力に関わる部分)、原子力発電用一般アイランド(Conventional islands、ターボエンジンとその付属部分)、原子力発電サービス、原子力アイランドの構成物各々及び原子燃料集合体3種(加圧水型燃料、沸騰水型燃料、混合酸化物燃料)が、関連市場を構成する。地理的範囲については、結論に影響しないため画定が不要である。

これら商品役務について、EEA及び世界における当事企業のシェアは、当事企業等によれば次のとおりである。<sup>①</sup>NIについては、Arevaが、EEAでは[30-40%]、世界(販売可能な範囲に限る)では[5-10%]から[30-40%]の間、<sup>②</sup>原子力発電用CIについては、Siemensが、EEAと世界についてそれぞれ[20-30%]、<sup>③</sup>原子力発電サービスについて、Arevaは、EEAで[30-40%]、世界で[20-30%]、<sup>④</sup>軽水炉用燃料について、Arevaは、世界で[30-40%]、EEAで[60-70%]。なかでも加圧水型用については、欧州で[70-80%]、米国で[20-30%]、アジアで[10-20%]、沸騰水型用については、欧州で[30-40%]、米国で[20-30%]、アジアで[0-10%]のシェアを占めるとの分析

がある(OECD、2008年報告書)。混合酸化物燃料については、大規模に製造しているのは世界でArevaだけである。

## (3) 競業避止義務について

### ① 合併規則上の審査：付隨性について

本件競業避止義務は、JVの設立とは直接的関係をもたない。JVに対する支配変更(Arevaによる単独での支配取得)とは部分的に直接的関係がある。

**[直接的関係性]** 企業取得に競業避止義務が付随すると考えられる理由は、譲受人が取得資産の価値を完全に得るために、譲渡人による競争から保護される必要がありうることにある。例えば、顧客のロイヤルティを獲得し、ノウハウ及びのれん(信用)を譲受人が享受できるようになるための時間を確保するために、このような競争からの保護が必要である可能性がある。このことから、一定の期間(2-5年)<sup>20</sup>、譲渡人に対して、取得資産の関連市場において譲受人と競い合って事業を行うことを禁止することが認められてきている。

本件競業避止義務は、Arevaによる単独支配取得後にSiemensによる競争からの保護が与えられるようにするものであり、本件取得に直接に関係するものと認められうる。

<sup>18</sup> Siemensには、原子力アイランド又はその構成品を供給する企業の支配株主となること、少数株主となること、この他これら企業を支援すること及びこれら企業と一定のパートナーシップを形成することも禁じられていた。

<sup>19</sup> 2社間では、JV実施期間中についても、Areva及びSiemensがAreva NP (JV)に対する競業を避止すべき義務が取り決められていた。この義務については、30年の年限を付して欧州委員会により承認されていた。前出注<sup>14</sup>・委員会決定(2001年)第147・148パラグラフ。本件では、合弁事業終了後の義務だけが審査された。

<sup>20</sup> 本件決定によれば「付隨的制限告示(2001年、2005年)では、3年、ノウハウを伴わないのれんのみを移転する場合には2年を限度とする」と述べられている。委員会の決定においては、競業避止義務は、多くの場合3年まで、場合によっては5年まで、認められてきている」。

**[客観的必要性]** 本件においては、SiemensがJVの秘密情報を入手することができる特権的地位にあったことから、ArevaによるJVの支配取得後に、Siemensによる競争から保護する必要性が認められる。なおこの目的達成のために、本件競業避止義務は、客観的に必要である。保護を要求することができるのは、SiemensがAreva NP (JV) 内で過去に入手することができた秘密情報を利用して行われる競争一すなわち、秘密情報によって促進された競争一についてであって、Siemensにより活発になる競争それ自体(追加的な競争)からの保護を認めるものではないことに注意すべきである。Siemensは、2008年戦略的行動計画及び取締役会における議題からして、Arevaが取得する資産の価値を享受できないおそれが生じる程度まで「促進された競争」を行うことができる営業上の秘密情報を入手していたと認められる。技術的ノウハウについては、Siemensによるこのような秘密情報の取得は行われなかつた。

**[相当性(比例性, proportionality)]** より制限的でない代替手段は、存在しない。秘密情報の第三者に対する開示は、非開示義務を課すことにより防ぐことができるが、利用は妨げることができない。Siemensとしては、自らの事業戦略を決定する際にJVを通じて得た情報を考慮することを避けられないだろう。このため、情報の利用禁止義務は、競業避止義務の「より制限的でない代替手段」にはあたらない。

制限が必要な商品・地理的範囲及び期間にとどまっているかどうかについて、商品範囲については、Areva NP (JV) が事業活動を行っていた市場については必要性が認められるものの、Areva NP (JV) がSiemens商品の再販売者としてのみ事業を行っていた市場については必要性が認められないであって、相当性を欠いている。競業を禁止する地理的範囲を世界とすることについては、Areva NP (JV) が地理的限定なく事業活動を行っていたことからして相当と認められる。期間については、競業避止義務が正当化されるのは、営業上の秘密情報が陳腐化せ

ず、かつ、価値をもつには不確実に過ぎるもの又は公知のものとなるまでの間に限られる。これらの条件は、Siemensが共同支配を喪失してから3年を超えない間に限って満たさる。

ノウハウ及び信用(顧客のロイヤルティを含む)の取得及び利用のために競業避止義務が必要であるというArevaの主張は、受け入れることができない。Arevaは、JV実施中に既にノウハウを吸収できている。また、「Areva NP」というJVの名称とそれに対する信用はArevaに密接に関連づけられており、Siemensとの結びつきは薄いことから、信用を理由として競業避止義務の必要があるとは考えられない。

**[結論]** 本件競業避止義務は、一定の商品役務(原子力アイランド、原子力発電サービス、原子燃料集合体)については、本件取得から3年の間、Siemensが事業活動を行うのを妨げる限りにおいて、ArevaによるJVの単独支配取得に付随するものであって、条約101条1項は適用されない。

## ② 条約101条に照らした検討

本件競業避止義務のうち、条約101条が適用される部分は、条約101条に反する。

本件取決めは、条約101条1項上の事業者間の合意にあたる。Areva NP (JV) に対するSiemensの競争が明示的に排除されており、SiemensがAreva NP (JV) と競争することを妨げる以外の目的を有さないことは明らかである。よって、目的からして制限を行うこと(restriction by object)にあたる。当事者の関連市場における地位及びその事業活動の価額上の重要性からして、これら市場に対して評価可能な影響を与えると認められる。本件競業避止義務は、条約101条3項の条件をみたさない。Arevaが主張する効率性はすべてJVの創設及び運営に関係しており、JV後の競業避止義務には関係せず、効率性と制限的合意の間に因果関係がないからである。

## (4) 守秘義務について

営業上の秘密情報の利用を禁じる部分につい

では、競業避止義務と同じ限度において、JVの単独支配取得に付随するものであって、合併規則に基づく委員会承認決定(2009年)によりカバーされており、条約101条1項は適用されない。

上記限度を超える部分について、非開示義務については、このような義務が課されていても競業を行うことは妨げられないであって、101条1項は適用されない。

利用禁止義務については、営業上の情報(business information)と技術的ノウハウ(technical knowhow)との間で区別する必要がある。技術的ノウハウの利用禁止は、競争を妨げず、むしろ効率性に基づく競争を確保することが通常である。Siemensは、自己の新技術を用いて競争を行うことができる。したがって、条約101条1項に該当しない。他方、営業上の秘密情報の利用禁止義務は、Siemensが自己の事業上の戦略を決定する上で利用せざるを得ないであろうことからして、競合避止義務に相当する。

営業上の秘密情報の利用禁止義務の付隨性並びに101条1項及び101条3項との関係については、本件競合避止義務についての分析結果と同様である。

[結論] 本件守秘義務は、Areva NP(JV)の営業上の秘密情報のSiemensによる利用に関する限りにおいて、かつ、競業避止義務について述べた上記の限定された範囲内においては一すなわち、支配喪失後3年間、Areva NP(JV)自らが事業を行っていた商品については、JVの支配取得に付隨し、これを超える部分については、付隨性をもたず、条約101条1項により禁止され、101条3項の条件をみたさない。

#### (5) 確約について

2社は、①競合避止義務に関する規定を変更し、Areva NP(JV)の中心的事業(原子力発電用原子アイランドに直接関連する事業)を除いて、SiemensがAreva NP(JV)と競争することを認め、②競合避止義務の期間をArevaの単独支配取得から3年(2012年10月16日まで)に限ること

にし、③上記事業範囲にかかる秘密情報であつてSiemensがJV実施中に入手することができた可能性のある情報の利用を禁じられるのも、2012年10月16日までとするよう変更することを主たる内容とする確約を行うことを申し出た。

これら確約により、競争上の懸念は、払拭される。より制限的でない代替手段は存在せず、確約は過剰ではない。

これら確約は、Siemens及びArevaを拘束するものとする。欧州委員会は、本件決定をもって本件にかかる手続を終結する。

### [3 検討]

#### (1) 規制の枠組みと基準

企業結合時に行われる取決めを規制する制度については、先に説明した。本事例では、これら制度がどのように機能するかが示されている<sup>21</sup>。

企業結合に対する付隨性を欠いたとしても、競争法(とくに条約101条)に違反するとは限らない。そもそも競争に影響を与えない場合もあるだろうし、企業結合の円滑な実施とは異なる理由により正当化されることもありうる。本件決定では、営業上の秘密情報の開示禁止及び技術的ノウハウの開示・利用禁止について、支配移転に付隨するものではないが、条約101条に反しないとの評価がなされている<sup>22</sup>。

企業結合時に行われる取決めが、「集中の実施に直接的に関係しそのため必要な制限」に当

21 JV設立については、JVが独立性を保持する事業者間(たとえば、JVに出資する親会社間)の競争的行動を調整する目的効果(「スピルオーバー効果」と呼ばれる。)をもつことが問題になることもある。合併規則が適用されるJV設立については、この効果を条約101条1・3項の基準に照らして考慮しながら、JV設立の合法性が合併規則に照らして審査される(合併規則2条4項)。本件事例(JV設立が問題となった事例ではない。)では、合併規則2条4項に基づく審査が行われなかった。

22 理由付けは必ずしも明確ではない。文脈からして、競争制限効果をもたないと評価されたものと解される。

たるかについて、付隨的制限に関する欧州委員会告示(以下「告示」という。)では、次のとおり判断基準を示している。すなわち、「直接的関係」する制限とは、経済的に集中に関係し、集中後の新しい企業構造に円滑に移行することを可能にすることを目的とする制限である<sup>23</sup>。

制限が「必要」であるとは、告示によれば、当該制限がなければ集中が行われず、あるいは、相当に高い費用、長期間又はかなりの程度増大した困難さをもってのみ集中が行われることができるこことを意味する。このような制限の典型は、譲渡される資産の価値を守り、以前の経済的主体の消滅後の供給の継続を維持し、又は、新規参入者の事業開始を可能にすることを目的とするものである(①)。必要性を判断するにあたっては、性質を考慮するだけでなく、期間、制限対象及び地理的範囲が、集中実施のために合理的に必要な範囲を超えないようすべきであるとされる(②)。さらに、同等に効率的な代替的手段をもって目的が達成できるときは、客観的にみて最も競争制限的でない手段を用いなければならないとされる(③)<sup>24</sup>。

本件決定では基本的にこの告示に沿って、付隨性(直接的関係性と必要性)の有無が評価された。必要性については、本件決定では、客観的必要性と相当性(proportionality、比例性)の2側面に分けて検討が行われ、客観的必要性について上記①の観点から、相当性について上記②③の観点から評価が行われた。

## (2) 競業避止義務について

告示では、企業取得時とJVの場合のそれについて、競業避止義務が付隨的かどうかの判断方法を説明している。すなわち、企業取得時には、譲渡される資産の価値を実現するために、競業避止義務の付隨性が認められることがある<sup>25</sup>。他方、JVの実施に対しては、競業避止義務は直接的関係があり必要である<sup>26</sup>。本件決定でも、JV実施中には、競業避止義務は、JVの参加者のうち1社が他の参加者を犠牲にして利益を奪取することを防ぐことにより、

JVにつなぎとめられた親会社2社の投資を保全するものであるから、直接的関係性及び必要性があったと説明されている。

本件で具体的に問題とされた競業避止義務は、JVに対する支配をArevaが単独で取得し、合弁事業が終結した後に及ぶものであった。決定では、本件競業避止義務は、JVの実施に付隨するものではないとされた。とりわけ、JVに対するロックインされた(つなぎとめられた)投資は最早存在せず、単独支配取得にともないArevaとSiemensとの間で配分済みであり、親会社の投資保護の必要性は認められないとされた。この上で、委員会は、告示のうち企業取得時の競業避止義務の合法性について述べた部分を適用して、JV自らが行っていた(つまり、取得対象たる企業が自ら営んでいた)事業分野に限り3年間の競業避止義務賦課を認めた。

競業避止義務のうちこの範囲を超える部分については、目的からして(by object)制限的であって、条約101条に反するとされた。

## (3) 守秘義務について

守秘義務については、告示は、競業避止義務と同様に検討するというだけで、詳しい説明はしていない。

本件については、営業上の秘密情報について、その利用を禁止する守秘義務を課すことは、競業を禁じるのに等しいとされた。そして、部分的に違法とされた。

このような見方は、本件決定において引用されている事例<sup>27</sup>において採用されたことがあった。これら事例において委員会は守秘義務を合併規則に照らして審査し、競業避止義務が課

23 付隨的制限告示第12パラグラフ。

24 同上第13パラグラフ。

25 同上第18-23パラグラフ。

26 同上第36パラグラフ。

27 ICI/Williams事例欧州委員会決定(IV/M.1167, 1998年4月29日)及びSolvay/Laporte事例欧州委員会決定(IV/M.197, 1992年4月30日)。現在のEU機能条約101・102条に照らした判断は、これら事例では行われなかった。

される期間(3年間)を超えて又は期間の限定なく、営業上の秘密情報について開示・利用禁止義務が課されれば競業避止義務が事実上延長されることになるのであって許されないとした。合併規則に関しては、過去に本件決定と同様の評価がなされていたということになる。

守秘義務のうち集中に付随しないとされた部分についての委員会の評価は、次のようにまとめることができる。すなわち①営業上の秘密情報の利用禁止義務については、101条1項違反(101条3項の条件もみたさない)とされ、②営業上の秘密情報の開示禁止については101条に反しないとされた。③技術上のノウハウ等の開示・利用禁止については、101条1項に反しないとされた。営業上の秘密情報については、競合避止義務と同等であるかどうか、とくに義務が課されていても競合が可能かどうかによって、①・②の評価が分かれた(利用が禁じられれば競合できないのに対して、開示は禁じられても競合できる)。③の技術的ノウハウの開示利用禁止については、一般的に競争促進的なものであることが指摘された。さらに委員会決定では、Siemensは、JVから技術的秘情報をさほど取得していなかったとも指摘されていた<sup>28</sup>。

### (3) 確約決定について

確約(コミットメント, commitment)により手続を終了させる制度には、合併規則上のものと、条約101条・102条施行規則上のものがある。本件において利用されたのは、後者である。近時、後者の確約手続は頻繁に利用されるようになっている。この制度の下では、条約に違反するかどうかについて最終的な結論を出すことなく競争法上の問題を含みうる行動を排除することができ、迅速かつ効率的な競争法執行が可能となるといわれる<sup>29</sup>。本件決定は、集中(企業結合)時の合意について並びに競業避止及び守秘義務について確約手続を利用した初めての事例である。

---

28 JV終了時の技術的ノウハウの開示利用禁止について、問題のノウハウはJV終了と分割承継に伴い一方当事者に移転されたのであるから、その開示利用を相手方に対して無期限で禁ずることは許容されると述べた例がある。前出注27・Solvay/Laporte事例委員会決定。

29 他方では、透明性確保等の点から問題をもつことなども指摘されている。